

別紙

諮問第770号

答 申

1 審査会の結論

- (1) 別表1-1に掲げる対象保有個人情報に係る各非開示決定（「『平成〇年〇月〇日〇〇の骨子』外2件」外2件）については、別表1-2に掲げる対象保有個人情報を開示すべきである。
- (2) 別表2-1、3-1及び4-1に掲げる対象保有個人情報に係る各一部開示決定（「『〇〇高等学校全教員ヒアリング一覧』外45件」外2件）については、別表2-2、3-2及び4-2に掲げる「開示すべき部分」とした部分を開示すべきであるが、その余の部分は非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「都立〇〇高等学校における〇〇のいじめに関する資料一切、個人情報漏えいに関する件、メールと目録を含む」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が令和元年9月20日付けで行った本件各非開示決定（東京都立〇〇高等学校分、〇〇学校経営支援センター支所分及び東京都教育庁指導部管理課分）及び本件各一部開示決定（東京都立〇〇高等学校分、〇〇学校経営支援センター支所分及び東京都教育庁指導部管理課分）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に係る保有個人情報は、審査請求人が在籍していた東京都立〇〇高等学校、これを管轄する〇〇学校経営支援センター支所及び東京都教育庁（以下単に「教育庁」という。）指導部管理課において、本件開示請求の内容に関し作成及び取得された文書のうち、審査請求人に係る一切の情報である。

本件各非開示決定及び本件各一部開示決定は、いずれも適正に行われたものである。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

本件審査請求については、令和2年2月5日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年11月20日に実施機関から各理由説明書（東京都立〇〇高等学校分、〇〇学校経営支援センター支所分及び教育庁指導部管理課分）を、令和3年3月19日に審査請求人から意見書を収受し、令和4年6月23日（第226回第一部会）から令和5年2月27日（第233回第一部会）まで、8回の審議を行った。

##### (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る対象保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び意見書並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### ア 事故発生報告等事務について

東京都においては、「都立教育機関及び教育庁出張所（以下「教育機関等」という。）において発生した異常事態の東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）への報告手続及び連絡又は報告を受けた東京都学校経営支援センター及びその支所（以下「管轄支援センター」という。）並びに教育庁各課における事務処理手続を定め、もって異常事態の迅速な把握と適切な対応に資すること」を目的とした、事故発生報告等事務処理要綱（昭和46年10月11日教育長決定）を策定している。

同要綱においては、「都立学校においてとるべき措置」として、校長（校長不在の場合は、校長があらかじめ指定する者）に対し、①学校の施設等に関すること、②盗難等に関すること、③児童・生徒の安全・健康に関すること、④児童・生徒の指導に関すること、⑤学校の管理運営に関すること、⑥学校に勤務する職員に関すること、⑦その他必要と考えられることについて異常事態が発生した場合は、直ちに管轄支援センターの経営支援室長に報告する義務を、また、「連絡を受けた管轄支援センターにおける措置」として、校長から報告すべき事項の連絡を受けた経営支援室長は、速やかにあらかじめ指定された教育庁主管課長に連

絡する義務をそれぞれ課している。

さらに、「連絡を受けた課における主管課長等の措置」として、経営支援室長等から報告すべき事項の連絡を受けた主管課長は、連絡内容を別に定める様式の連絡票に記載して所属部長に報告するとともに、その電子データを関係部課長（総務部総務課長、総務部広報統計課長、総務部調整担当課長等）に送付することが定められている。

このうち総務部調整担当課長は、別に定める様式の連絡票（事故発生等連絡票）の写しを主管課長が送付した関係部課長以外の部課長に送付する必要があると認めるときは、主管課長に対し、当該連絡票の写しを当該部課長に速やかに送付するよう連絡することとされている。

このように、教育機関等並びに管轄支援センター及び東京都教育委員会の内部又は相互間における事故発生報告等の連絡は、事故発生等連絡票を用いて行われていることが窺われる。

#### イ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

実施機関は、本件開示請求に対し、別表1-1に掲げる対象保有個人情報1から9まで（『平成〇〇年〇月〇日 〇〇の骨子』外2件（東京都立〇〇高等学校分）、『〇〇に関する報告』外2件（〇〇学校経営支援センター支所分）及び『〇〇に関する報告』外2件（教育庁指導部管理課分））、別表2-1に掲げる対象保有個人情報1から11まで並びに別表3-1及び4-1に掲げる各事故発生等連絡票（〇〇学校経営支援センター支所分（別表2-1に掲げる『〇〇高等学校全教員ヒアリング一覧』外6件及び別表3-1に掲げる『事故発生等連絡票第1報』外38件）、教育庁指導部管理課分（別表2-1に掲げる『〇〇高等学校全教員ヒアリング一覧』外1件及び別表4-1に掲げる『事故発生等連絡票第1報』外36件）及び東京都立〇〇高等学校分（別表2-1に掲げる『〇〇高等学校全教員ヒアリング一覧』外9件）を本件対象保有個人情報として特定した。その上で、別表1-1に掲げる対象保有個人情報1から9までについて本件各非開示決定を行い、その他の各対象保有個人情報について別表2-1、3-1及び4-1に掲げる各非開示部分（非開示情報1から16まで）をそれぞれ非開示とする本件各一部開示決定を行った。

この他、実施機関は、本件開示請求に関して開示すべき保有個人情報について別件開示決定を行っている（諮問対象外）。

ウ 本件各非開示決定の非開示妥当性について

(ア) 別表1-1中対象保有個人情報1、2、3、6及び9

別表1-1中対象保有個人情報1、2及び3は、いずれも東京都立〇〇高等学校が実施した対応の骨子とされる書類として東京都立〇〇高等学校において、対象保有個人情報6及び9はその案とされる書類として〇〇学校経営支援センター支所及び教育庁指導部管理課において、それぞれ保管されるものである。

実施機関は、これらの書類について、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある旨、また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関と第三者との信頼関係が損なわれ、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある旨主張する。

審査会が見分したところ、対象保有個人情報1、2、3、6及び9には、いずれも審査請求人の保護者に対する東京都立〇〇高等学校の対応に関する情報が記載されていることが確認できた。

しかし、その内容が保護者への対応に臨むための手控え資料であるか、保護者対応の結果を記した報告資料であるか等の文書の性質が各文書の記載からは確認できなかった。また、〇〇学校経営支援センター支所又は教育庁指導部管理課が作成した原案を東京都立〇〇高等学校において加筆等を施したものであるのか、東京都立〇〇高等学校が保護者への対応状況を逐一記した資料を〇〇学校経営支援センター支所において編集、要約等した上で教育庁指導部管理課に報告されたものであるのか等の文書の作成及び取得の経緯についても、各文書の記載から読み取ることはできなかった。

そこで、事務局をして実施機関に対し、これら対象保有個人情報の作成及び取得に関して確認させたところ、少なくとも東京都立〇〇高等学校が保管する対象保有個人情報1、2及び3は各対象保有個人情報に記載された日付の順に作成されたものであることが確認された。しかし、〇〇学校経営支援センター支所及び

教育庁指導部管理課が保管する対象保有個人情報 6 及び 9 が作成された前後関係については、各文書の記載内容に照らして合理的と言える説明はなされず、東京都立〇〇高等学校並びに〇〇学校経営支援センター支所及び教育庁指導部管理課間での文書の取扱いの経緯は不明とのことであった。

こうした状況に鑑みて審査会が検討するに、対象保有個人情報 1、2、3、6 及び 9 に記載されている個人に関する情報は、少なくとも審査請求人本人及びその家族である保護者の情報であって、その記載内容から、審査請求人本人及びその保護者の身の回りで起きた事案の関係者から審査請求人本人及びその保護者に対してなされた言動並びに東京都立〇〇高等学校が審査請求人本人及びその保護者に伝達することを予定していた又は伝達した内容等であるため、実施機関が主張するように開示請求者以外の個人に関する情報ではあるものの、開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であると考えられる。

また、実施機関が主張する本件及び今後の事故等対応業務への支障は、文書の性質並びに作成及び取得の経緯が不明である以上、同種又は類似の業務に係る具体的な支障が生じるとは考えにくいこと、実施機関が別途審査請求人及びその家族に対して開示した文書に照らしてみても同種の文書や様式が見当たらないこと等から、記載内容を審査請求人に開示することにより第三者に不信感や誤解を生じさせるような事態は想定できない。

よって、別表 1 - 1 中対象保有個人情報 1、2、3、6 及び 9 は、条例 16 条 2 号ただし書イに該当し、同条 6 号に該当しないため、開示すべきである。

#### (イ) 別表 1 - 1 中対象保有個人情報 4 及び 7

別表 1 - 1 中対象保有個人情報 4 及び 7 は、東京都立〇〇高等学校が実施した対応に関する記録であり、〇〇学校経営支援センター支所及び教育庁指導部管理課において、それぞれ保管される同一の文書である。

実施機関は、これらの文書について、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある旨、また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関と第三者との信頼関係が損なわれ、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に

支障が生じるおそれがある旨主張する。

審査会が見分したところ、対象保有個人情報4及び7には、いずれも審査請求人の保護者に対する東京都立〇〇高等学校の対応に関する情報が記載されていることが確認できた。また、その記載内容から、保護者及び同席した弁護士並びに実施機関の職員の発言内容を逐語的に記録した部分（以下「発言記録部分」という。）と、実施機関としての今後の対応方針に相当する内容が記載された部分（以下「対応方針部分」という。）から構成される文書であることが確認できた。

しかし、対応方針部分が、実施機関の職員の発言内容として保護者及び同席した弁護士に伝達することを予定していた又は伝達した内容であるか等について、その記載から読み取ることはできなかった。

そこで、事務局をして実施機関に対し、これら対象保有個人情報の作成に当たり、対応方針部分を記載した経緯を確認させたところ、東京都立〇〇高等学校並びに〇〇学校経営支援センター支所及び教育庁指導部管理課間での文書の取扱いの経緯は不明とのことであった。

こうした状況に鑑みて審査会が検討するに、対象保有個人情報4及び7に記載されている個人に関する情報は、少なくとも審査請求人本人及びその家族である保護者並びに審査請求人本人又は保護者を依頼人とする弁護士の情報であって、その記載内容から、審査請求人本人及びその保護者の身の回りで起きた事案の関係者から審査請求人本人及びその保護者に対してなされた言動並びに東京都立〇〇高等学校が審査請求人本人及びその保護者、弁護士に伝達することを予定していた又は伝達した内容等であるため、実施機関が主張するように開示請求者以外の個人に関する情報ではあるものの、開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であると考えられる。

また、実施機関が主張する本件及び今後の事故等対応業務への支障について、発言記録部分は、文書の性質に鑑みると、その発言の趣旨を当然知り得る発言者らに開示することの支障は考えにくいことから、また、対応方針部分は、かかる記載の経緯を含めた文書の作成及び取得の経緯が不明である以上、同種又は類似の業務に係る支障が生じるとは考えにくいこと等から、いずれも記載内容を審査請求人に開示することにより第三者に不信感や誤解を生じさせるような事態は想定できない。

よって、別表1-1中対象保有個人情報4及び7は、条例16条2号ただし書に該当し、同条6号に該当しないため、開示すべきである。

(ウ) 別表1-1中対象保有個人情報5及び8

別表1-1中対象保有個人情報5及び8は、いずれも東京都立〇〇高等学校に関係して審査請求人以外の個人が作成した文書であり、〇〇学校経営支援センター支所及び教育庁指導部管理課において、それぞれ保管されるものである。

審査会が見分したところ、対象保有個人情報5及び8には、審査請求人に関する事項について、審査請求人の保護者から実施機関である東京都教育委員会等に対して寄せられた連絡文書であることが窺われた。

したがって、別表1-1中対象保有個人情報5及び8は、審査請求人を対象とする保有個人情報でもあると認められる。

しかし、対象保有個人情報5及び8は、審査請求人の保護者作成による書面であり、その内容も、東京都教育委員会等に対する審査請求人に関する要望であって、必ずしも審査請求人本人が知り、又は知り得るものであるとはいえない。

よって、対象保有個人情報5及び8は、条例16条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示が妥当である。

以上のことから、本件各非開示決定については、別表1-1に掲げる対象保有個人情報のうち、別表1-2に掲げる対象保有個人情報を開示すべきである。

エ 本件各一部開示決定の非開示妥当性について

(ア) 非開示情報1及び2（別表2-1中対象保有個人情報1及び2）

理由説明書によれば、非開示情報1及び2が記載されている別表2-1中対象保有個人情報2は、いずれも〇年〇月に東京都立〇〇高等学校に所属する全ての教職員を対象に行われた審査請求人に関するヒアリングの際に各教職員が記入したアンケート資料であり、同表中対象保有個人情報1は、その内容を同校副校長が一覧にまとめた資料である。

非開示情報1及び2は、これらの対象保有個人情報に記載された、特定の項目欄における各教職員の回答内容であり、審査会が見分したところ、非開示部分に

はアンケートの回答者である各教職員から聞き取った内容が記載されており、開示された部分とも照らし合わせると、審査請求人である当該生徒と授業や部活等での関わりがない教職員においても、審査請求人に関して聞き及んだことのある些細な情報も含めて記載されていることを確認した。

このような情報について、開示を前提にすると、聞き取り対象者が率直な意見の表明を躊躇したり、当たり障りのない発言をするようになるとする実施機関の説明は首肯できるものであり、正確な実態把握が困難になり、今後の学校運営に支障を及ぼすおそれがあるものと考えられる。

よって、非開示情報 1 及び 2 は、条例 16 条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 非開示情報 3、4 及び 5（別表 2－1 中対象保有個人情報 3 及び 4）

理由説明書によれば、非開示情報 3、4 及び 5 が記載されている別表 2－1 中対象保有個人情報 3 は、いずれも〇年〇月から〇年〇月にかけて東京都立〇〇高等学校における審査請求人の担任教員及び同校副校長が作成した、審査請求人及びその保護者、弁護士、審査請求人に関わった生徒等と教職員のやり取りを記録した資料であり、同表中対象保有個人情報 4 は、その内容を同校副校長が一覧にまとめた資料である。

実施機関は、これらの対象保有個人情報に記載されている情報のうち、非開示情報 3 及び 4 については開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものとして条例 16 条 2 号を、また、非開示情報 5 については開示を前提にすると、聞き取り対象者が率直な意見の表明を躊躇したり、当たり障りのない発言をするようになることにより、正確な実態把握が困難になり、今後の学校運営に支障を及ぼすおそれがあるものとして条例 16 条 6 号を、それぞれ適用している。

審査会が見分したところ、非開示情報 3 及び 4 には、前記ウで開示すべきとした別表 1－2 に記載された情報に相当する記録、審査請求人が体調不良等によりその保護者が代わりに東京都立〇〇高等学校に授業を欠席する旨連絡をしている記録及びその保護者の心情の吐露に関する記録が記載されているが、このうち別表 2－2 に掲げる非開示部分には、その保護者の心情の吐露に関する記録は含まれていないことが確認された。また、非開示情報 5 には、東京都立〇〇高等学校の職員の評価及び判断に関する情報が含まれていることが、確認された。



よって、非開示情報3及び4のうち、別表2-2に掲げる非開示部分は、開示請求者以外の個人に関する情報とは言えないことから、条例16条2号に該当しないため、開示すべきである。一方で、非開示情報5は、実施機関が主張する今後の学校運営に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、非開示が妥当である。

(ウ) 非開示情報6 (別表2-1中対象保有個人情報5)

非開示情報6が記載されている別表2-1中対象保有個人情報5は、東京都立〇〇高等学校における審査請求人の担任教員が作成した文書であり、そのうち表題「〇日(〇)以降にクラスの生徒から〇〇について聞いたこと」とされた文書には〇年〇月に審査請求人が所属するクラス生徒数名から、表題「〇〇からの聞き取り」とされた文書には同年〇月に同クラス生徒個人から、表題「〇〇についての聞き取り〇月〇日(〇)」とされた文書には同年〇月に同クラス生徒及び他の教員から、表題「〇月〇日(〇)の聞き取り」とされた文書には同年同月に同クラス生徒個人から、それぞれ審査請求人に関することを聞き取った内容が記載されている。

審査会が見分したところ、非開示情報6は、これらの対象保有個人情報に記載された審査請求人以外の個人に関する情報であることが確認された。

よって、非開示情報6は、条例16条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないため、同条6号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(エ) 非開示情報7 (別表2-1中対象保有個人情報6)

審査会が見分したところ、非開示情報7が記載されている別表2-1中対象保有個人情報6は、〇年〇月に東京都立〇〇高等学校のスクールカウンセラーが作成した、審査請求人、審査請求人の保護者及び担任教員等とのやり取りをまとめた資料であり、非開示情報7は、各文書に記載されたやり取りの詳細であることが確認された。

この点について、審査会が本件各一部開示決定に係る関係資料を取り寄せたところ、実施機関は、各文書の1行目に相当する記述が当該文書の件名でないにもかかわらず、各一部開示決定通知書において文書件名として通知している事実が

確認された。

よって、非開示情報7のうち、別表2-2に掲げる非開示部分は、条例14条2項に基づき審査請求人に通知された内容の一部であり、条例16条2号ただし書イに該当するため、開示すべきであるが、その余の部分は同号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示が妥当である。

(オ) 非開示情報8及び9（別表2-1中対象保有個人情報7及び8）

審査会が見分したところ、非開示情報8が記載されている別表2-1中対象保有個人情報7は、東京都立〇〇高等学校の副校長が〇年〇月に作成した、審査請求人のクラス生徒より審査請求人に関することを聞き取った内容を一覧にまとめた文書であり、同文書に記載された東京都立〇〇高等学校の職員をして行った生徒に対する事実確認及び同校として確認できた事実並びにそれらを踏まえて考えられる個別の生徒に対する同校の見立てに関する情報が、非開示情報8に記載されていることが確認された。

また、非開示情報9が記載されている同表中対象保有個人情報8は、同クラス生徒数人が同年同月に作成した、審査請求人とのこれまでの関わり方について振り返った結果を記した文書であり、非開示情報9は、個別の生徒が手書きにより審査請求人との関わり方を述懐した内容が記載されているものであることが確認された。

よって、非開示情報8及び9は、条例16条2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示が妥当である。

(カ) 非開示情報10及び11（別表2-1中対象保有個人情報9及び10）

理由説明書によれば、非開示情報10及び11が記載されている別表2-1中対象保有個人情報9及び10は、いずれも〇年〇月に東京都立〇〇高等学校のスクールカウンセラーが作成したもので、このうち、前者は活動日誌であり、後者は審査請求人保護者との相談記録である。

審査会が見分したところ、対象保有個人情報9及び10は、いずれも同一の日における審査請求人の保護者との相談に関する内容を記載した文書であり、非開示情報10及び11は、これらの対象保有個人情報に記載された、審査請求人の保

護者による相談の内容の詳細であることが確認された。

したがって、非開示情報10及び11に記載されている内容は、審査請求人に関する情報ではあるものの、それが記載された保有個人情報9及び10は、審査請求人の保護者が、審査請求人に対する対応方法について相談をしたものであり、必ずしも審査請求人本人が知り、又は知り得るものであるとはいえない。

よって、非開示情報10及び11は、条例16条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示が妥当である。

(キ) 非開示情報12（別表2-1中対象保有個人情報11）

理由説明書によれば、別表2-1中対象保有個人情報11は、○年○月○日時点での東京都立○○高等学校におけるいじめの訴えの概要及び今後の対応等についてまとめた部内資料であり、教育庁指導部が保有するものである。

審査会が見分したところ、同文書には、事案の概要、経緯、これまでの学校の対応やこれに関連する情報が記載されており、非開示情報12には、前記ウ（ウ）で非開示が妥当であるとした、実施機関である東京都教育委員会等に対して寄せられた別表1-1中対象保有個人情報5及び8の連絡文書を端緒とした開示請求者以外の個人に関する情報が含まれていることが確認された。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、対象保有個人情報11は、事故発生等連絡票を基にして、教育庁指導部高等学校教育指導課において作成された文書であるとのことであった。

こうした状況に鑑みて審査会が検討するに、事故発生等報告事務の性質を踏まえると、事故発生等連絡票に記載された内容のうち、個別具体的な事案に関する関係者の発言等意見表明の内容が、どのような機関及び部署等で共有されているか等について、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されているとは言えず、これを基に作成された対象保有個人情報11には、これと同様に開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報は含まれていないものと考えられる。加えて、非開示情報12として非開示とされた部分においては、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要であると認められる情報及び地方公務員たる実施機関の職員に関する職務遂行に関する情報が記載されているとは認められない。

したがって、非開示情報12は条例16条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示が妥当である。

(ク) 非開示情報13及び15（別表3-1及び4-1中各事故発生等連絡票）

審査会が見分したところ、非開示情報13及び15は、審査請求人以外の個人の氏名及び当該個人が東京都立〇〇高等学校における〇〇のいじめに関して発言した内容等が詳細に記録されており、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であることが確認された。

また、事故発生等報告事務の性質を踏まえると、事故発生等連絡票に記載された内容のうち、個別具体的な事案に関する関係者の発言等意見表明の内容については、どのような機関及び部署等で共有されているか等について、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されているとは言えない。

この点を踏まえて審査会が見分したところ、非開示情報13及び15として非開示とされた部分のうち、別表3-2及び4-2に掲げる部分においては、前記ウ及びエ（イ）で開示すべきとした別表1-2及び2-2に記載された情報に相当する記録が含まれており、また、氏名その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより開示しても当該開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと考えられる条例17条2項に相当する情報が含まれていることが確認された。

よって、非開示情報13及び15のうち、別表3-2及び4-2に掲げる部分は、条例16条2号ただし書イ及び17条2項に相当する情報であるため、開示すべきであるが、その余の部分は条例16条2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示が妥当である。

(ケ) 非開示情報14及び16（別表3-1及び4-1中各事故発生等連絡票）

審査会が見分したところ、非開示情報14及び16には、本件対象保有個人情報である事故発生等連絡票に記載された個別具体的な事案について、実施機関に所属する職員等がその所見を報告し、報告を受けた者が連絡した内容の詳細が含まれていることが確認された。

このような報告者の所見が含まれている情報について、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあるとする実施機関の説明は首肯できるものである。

よって、非開示情報14及び16は条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

以上のことから、本件各一部開示決定については、別表2-2、3-2及び4-2に掲げる「開示すべき部分」とした部分を開示すべきであるが、その余の部分は非開示が妥当である。

なお、審査請求人は審査請求書等において種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子

別表 1 - 1 (本件各非開示決定)

対象保有個人情報		非開示条項
(東京都立〇〇高等学校分)		
1	平成〇〇年〇月〇日 〇〇の骨子	条例16条2号及び6号
2	平成〇〇年〇月〇日 〇〇の骨子	
3	平成〇〇年〇月〇日 〇〇の骨子	
(〇〇学校経営支援センター支所分)		
4	〇〇に関する報告	条例16条2号及び6号
5	〇〇について	条例16条2号
6	〇〇の骨子(案)	条例16条2号及び6号
(教育庁指導部管理課分)		
7	〇〇に関する報告	条例16条2号及び6号
8	〇〇について	条例16条2号
9	〇〇の骨子(案)	条例16条2号及び6号

別表 1 - 2 (開示すべき対象保有個人情報)

対象保有個人情報	
(東京都立〇〇高等学校分)	
1	平成〇〇年〇月〇日 〇〇の骨子
2	平成〇〇年〇月〇日 〇〇の骨子
3	平成〇〇年〇月〇日 〇〇の骨子
(〇〇学校経営支援センター支所分)	
4	〇〇に関する報告
6	〇〇の骨子(案)
(教育庁指導部管理課分)	
7	〇〇に関する報告
9	〇〇の骨子(案)

別表 2-1 (本件各一部開示決定)

対象保有個人情報	非開示部分	非開示 条項	非開示 情報	
(東京都立〇〇高等学校分)				
1	〇〇高等学校全教員 ヒアリング一覧	「2. 当該生徒について知っている ことがありますか。」、「3. 当該生徒 が悪口を言われたり、無視されたりな ど嫌な思いをしている等、何か情報は ありませんか。、あるなら1、【①援 団について、②当該生徒が〇歳である ことについて、③当該生徒が無視をさ れていること】」、「4. 〇学年の雰 囲気はどうですか。(例年と比べ て)」、「6. 〇学年生徒間で「いじ め」と疑われるようなことはありませ んでしたか。、あるなら1、①いつ② どのような内容でしたか③対応につい て」及び「7. 〇学年生徒の言葉の使 い方について気になることはありません か、あるなら1、①いつ②どのよう な内容でしたか③対応について」欄の 一部	条例16条 6号	1
2	全教職員ヒアリング (教職員記入)	「当該生徒について知っていることな どがありませんか。」、「当該生徒 が、悪口を言われたり、無視されたり など嫌な思いをしている等、何か情報 はありませんか。」、「当該生徒の訴 えについて、知っていることはありま せんか。」、「〇学年の雰囲気はどう	条例16条 6号	2

		ですか。（例年と比べて）」及び「○学年の生徒間で「いじめ」と疑われるようなことはありませんか。」欄の一部		
3	対応記録	一部	条例16条 2号	3
4	対応記録まとめ	一部（6ページ40行目の一部及び41行目以外の非開示部分）	条例16条 2号	4
		6ページ40行目の一部及び41行目	条例16条 6号	5
5	表題「○○日（○）以降にクラスの生徒から○○について聞いたこと」、「○○からの聞き取り」、「○○についての聞き取り○○月○○日（○）」及び「○○月○○日（○）の聞き取り」とされた文書	件名の一部以外	条例16条 2号及び 6号	6
6	「SC相談内容等について」	一部	条例16条 2号	7
7	学校作成資料	事実確認、学校で確認した事実、学校として考えられることの一部以外		8
8	生徒作成資料	一部		9
9	スクールカウンセラー活動日誌	一部		10
10	SC相談記録	一部		11



(〇〇学校経営支援センター支所分)				
1	〇〇高等学校全教員 ヒアリング一覧	「2. 当該生徒について知っていることがありますか。」、「3. 当該生徒が悪口を言われたり、無視されたりなど嫌な思いをしている等、何か情報はありませんか。、あるなら1、【①援団について、②当該生徒が〇歳であることについて、③当該生徒が無視をされていること】」、「4. 〇学年の雰囲気はどうですか。（例年と比べて）」、「6. 〇学年生徒間で「いじめ」と疑われるようなことはありませんでしたか。、あるなら1、①いつ②どのような内容でしたか③対応について」及び「7. 〇学年生徒の言葉の使い方について気になることはありませんか、あるなら1、①いつ②どのような内容でしたか③対応について」欄の一部	条例16条 6号	1
2	全教職員ヒアリング (教職員記入)	「当該生徒について知っていることなどがありませんか。」、「当該生徒が悪口を言われたり、無視されたりなど嫌な思いをしている等、何か情報はありませんか。」、「当該生徒の訴えについて、知っていることはありませんか。」、「〇学年の雰囲気はどうですか。（例年と比べて）」及び「〇学年の生徒間で「いじめ」と疑われるようなことはありませんか。」欄の一部	条例16条 6号	2

3	対応記録	一部	条例16条 2号	3
4	対応記録まとめ	一部（7ページ17行目の一部及び18行目以外の非開示部分）	条例16条 2号	4
		7ページ17行目の一部及び18行目	条例16条 6号	5
5	表題「〇〇日（〇）以降にクラスの生徒から〇〇について聞いたこと」とされた文書	件名の一部以外	条例16条 2号及び 6号	6
6	「1 SC相談内容等について」	一部	条例16条 2号	7
7	学校作成資料	事実確認、学校で確認した事実、学校として考えられることの一部	条例16条 2号	8
（教育庁指導部管理課分）				
1	〇〇高等学校全教員ヒアリング一覧	2. 当該生徒について知っていることがありますか。 3. 当該生徒が悪口を言われたり、無視されたりなど嫌な思いをしている等、何か情報はありますか。、あるなら1、【①援団について、②当該生徒が〇歳であることについて、③当該生徒が無視をされていること】 4. 〇学年の雰囲気はどうですか。 （例年と比べて） 6. 〇学年生徒間で「いじめ」と疑われるようなことはありませんでしたか。、あるなら1、①いつ②どのよう	条例16条 6号	1

		<p>な内容でしたか③対応について</p> <p>7. ○学年生徒の言葉の使い方について気になることはありませんか、あるなら1、①いつ②どのような内容でしたか③対応についての一部</p>		
11	都立〇〇高等学校におけるいじめの訴えについて	一部	条例16条 2号	12

別表 2 - 2 (非開示情報 3、4 及び 7 中開示すべき部分)

非開示情報 3 中		
	見出し (開示部分)	開示すべき部分
1	「6月20日(水)欠席」欄	全部
2	「6月26日(火)欠席」欄	1行目、4行目及び5行目
3	「6月27日(水)」欄	全部
4	「7月3日(火)」欄	全部
5	「9月3日(月)欠席」欄	全1行
6	「9月4日(火)欠席」欄	全5行
7	「10月5日(金)のやり取り」欄	全部
8	「11/27(火)」欄	1行目及び5行目から9行目
9	「11/28(水)」欄	全部
10	「11/29(木)」欄	全部
11	「11/30(金)」欄	全部
12	「12/1(土)」欄	全部
13	「12/3(月)」欄	全部
14	「12/4(火)」欄	全部
15	「12/5(水)」欄	全部
16	「12/6(木)」欄	全部
17	「12/7(金)」欄	全部
18	「12/17(月)7:50」欄	全部
19	「12/18(火)7:50」欄	全部
20	「12/19(水)7:50」欄	全部
21	「12/20(木)7:50」欄	全部
22	「12/25(火)14:30」欄	全部
23	「12月27日(木)10時30分」欄	1行目及び2行目
24	「3月5日(火)」欄	全部
25	「3月6日(水)」欄	全部
26	「3月25日(月)」欄	全部

27	「3月28日(木)」欄	全部
28	「4月2日(火)」欄	全部
29	「4月3日(水)」欄	全部
30	「4月8日(月)」欄	全部
31	「4月8日(月)始業式」欄	全部
32	「4月9日(火)」欄	全部
33	「4月10日(水)」欄	全部
34	「4月13日(土)、15日(月)、 16日(火)、17日(水)」欄	全部
35	「4月23日(火)」欄	全部
36	「6月12日」欄	全部
37	「6月26日(水)」欄	全部
38	「6月27日(水)」欄	全部
39	「7月9日(火)」欄	全部
40	「6/12(水)」欄	全部
非開示情報4中		
	見出し(開示部分)	開示すべき非開示部分
41	「6月20日(水) / 欠 / 15:30」欄	全部
42	「6月26日(火) / 欠 / 8:00」欄	1行目及び4行目、5行目
43	「6月27日(水) / 欠 / 17:00」欄	全部
44	「7月3日(火) / 欠 / 17:30」欄 及び「20:00」欄	全部
45	「9月3日(月) / 欠」欄	全部
46	「9月4日(火) / 欠」欄	全部
47	「10月5日(金) / 欠 / 14:00」欄	全部
48	「11月22日(木) / 欠 / 19:30」欄	全部
49	「11月27日(火) / 欠 / 7:50」欄	1行目
	「18:00」欄	全部
50	「11月28日(水) / 欠 / 7:45」欄	1行目1文字目から5文字目まで及び

		3行目
51	「11月29日（木）／欠／7：50」欄	全部
52	「11月30日（金）／欠／7：50」欄	全部
53	「12／1（土）／欠／7：50」欄	全部
54	「12／3（月）／欠／7：50」欄	全部
55	「12／4（火）／欠／7：50」欄	全部
56	「12／5（水）／欠／7：50」欄	全部
57	「12／6（木）／欠／7：50」欄	全部
非開示情報7		開示すべき非開示部分
58	（東京都立〇〇高等学校分） 「SC相談内容等について」	1行目
59	（〇〇学校経営支援センター支所分） 「1 SC相談内容等について」	1行目

別表 3-1 (〇〇学校経営支援センター支所分)

対象保有個人情報 (事故発生等連絡票)		非開示部分	非開示 条項	非開示 情報
1	第1報	一部(非開示部分)	・ 条例16条 2号	13
2	第2報			
3	第3報			
4	第4報			
5	第5報	① 6枚目の27行目から35行目まで ② 一部(上記①以外の非開示部分)	① 条例16条 6号	14
6	第6報			
7	第7報			
8	第8報			
9	第9報		② 条例16条 2号	13
11	第11報			
12	第12報			
13	第13報			
14	第14報			
15	第15報			
16	第16報			
17	第17報	② 条例16条 2号	13	
18	第18報			
19	第19報	① 6枚目の22行目から30行目まで並び に15枚目の28行目の一部(31文字目 から44文字目までに限る。)及び29 行目から31行目まで ② 一部(上記①以外の非開示部分)	① 条例16条 6号	14
20	第20報			

21	第1報 (回覧用)	一部 (非開示部分)	・ 条例16条 2号	13			
22	第2報 (回覧用)						
23	第3報 (回覧用)						
24	第4報 (回覧用)						
25	第5報 (回覧用)	① 6枚目の27行目から35行目まで ② 一部 (上記①以外の非開示部分)	① 条例16条 6号	14			
26	第6報 (回覧用)						
27	第7報 (回覧用)						
28	第8報 (回覧用)						
29	第9報 (回覧用)		② 条例16条 2号	13			
30	第10報 (回覧用)						
31	第11報 (回覧用)						
32	第12報 (回覧用)						
33	第13報 (回覧用)						
34	第14報 (回覧用)						
35	第15報 (回覧用)				① 6枚目の22行目から30行目まで ② 一部 (上記①以外の非開示部分)	① 条例16条 6号	14
36	第16報 (回覧用)						
37	第17報 (回覧用)					② 条例16条 2号	13
38	第18報 (回覧用)						
39	第19報 (回覧用)	① 6枚目の22行目から30行目まで並び に15枚目の28行目の一部 (31文字目 から44文字目までに限る。) 及び29 行目から31行目まで ② 一部 (上記①以外の非開示部分)	① 条例16条 6号	14			
			② 条例16条 2号	13			



別表 3 - 2 (非開示情報13中開示すべき部分)

非開示情報13中		開示すべき部分
1	「第5 対応措置」欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9行目及び10行目</li> <li>・ 57行目</li> <li>・ 58行目</li> <li>・ 60行目</li> </ul>
2	「ここから第3報」欄	・ 2行目から4行目まで
3	「ここから第4報」欄	・ 9行目から10行目まで
4	「ここから第5報」欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目33文字目から44文字目まで</li> <li>・ 2行目1文字目から21文字目まで及び29文字目から45文字目まで</li> <li>・ 3行目</li> <li>・ 5行目14文字目から40文字目まで</li> <li>・ 9行目から16行目まで</li> </ul>
5	「ここから第9報」欄	・ 2行目から3行目まで
6	「ここから第14報」欄	・ 2行目から4行目まで
7	「ここから第15報」欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 21行目</li> <li>・ 42行目から58行目まで</li> </ul>
8	「ここから第16報」欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5行目2文字目から20文字目まで</li> <li>・ 19行目19文字目から31文字目まで</li> </ul>
9	「ここから第18報」欄	・ 2行目から6行目まで
10	「ここから第19報」欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 26行目から28行目まで</li> <li>・ 30行目</li> <li>・ 32行目から35行目まで</li> </ul>

別表4-1 (教育庁指導部管理課分)

対象保有個人情報 (事故発生等連絡票)		非開示部分	非開示 条項	非開示 情報
1	第1報	一部(非開示部分)	・ 条例16条 2号	15
2	第2報			
4	第3報			
4	第4報			
5	第5報	① 6枚目の27行目から35行目まで ② 一部(上記①以外の非開示部分)	① 条例16条 6号	16
6	第6報			
7	第7報		② 条例16条 2号	15
8	第8報			
9	第9報			
11	第11報			
12	第12報			
13	第14報			
15	第15報	① 6枚目の22行目から30行目まで ② 一部(上記①以外の非開示部分)	① 条例16条 6号	16
16	第16報			
17	第17報		② 条例16条 2号	15
18	第18報			
19	第19報	① 6枚目の22行目から30行目まで並び に15枚目の28行目の一部(31文字目 から44文字目に限る。)及び29行目 から31行目まで ② 一部(上記①以外の非開示部分)	① 条例16条 6号	16
			② 条例16条 2号	15
20	第1報(回覧用)	一部(非開示部分)	・ 条例16条 6号	16
21	第2報(回覧用)			
22	第3報(回覧用)			
23	第4報(回覧用)			

24	第5報（回覧用）	① 6枚目の27行目から35行目まで ②一部（上記①以外の非開示部分）	① 条例16条 6号	16
25	第6報（回覧用）		② 条例16条 2号	15
26	第7報（回覧用）			
27	第8報（回覧用）			
28	第9報（回覧用）			
29	第10報（回覧用）			
30	第11報（回覧用）			
31	第12報（回覧用）			
32	第14報（回覧用）			
33	第15報（回覧用）	① 6枚目の22行目から30行目まで ②一部（上記①以外の非開示部分）	① 条例16条 6号	16
34	第16報（回覧用）		② 条例16条 2号	15
35	第17報（回覧用）			
36	第18報（回覧用）			
37	第19報（回覧用）	① 6枚目の22行目から30行目まで並び に15枚目の28行目の一部（31文字目 から44文字目までに限る。）及び29 行目から31行目 ②一部（上記①以外の非開示部分）	① 条例16条 6号	16
			② 条例16条 2号	15

別表４－２（非開示情報15中開示すべき部分）

非開示情報15中		開示すべき部分
1	「第5 対応措置」欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9行目及び10行目</li> <li>・ 57行目</li> <li>・ 58行目</li> <li>・ 60行目</li> </ul>
2	「ここから第3報」欄	・ 2行目から4行目まで
3	「ここから第4報」欄	・ 9行目から10行目まで
4	「ここから第5報」欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目33文字目から44文字目まで</li> <li>・ 2行目1文字目から21文字目まで及び29文字目から45文字目まで</li> <li>・ 3行目</li> <li>・ 5行目14文字目から40文字目まで</li> <li>・ 9行目から16行目まで</li> </ul>
5	「ここから第9報」欄	・ 2行目から3行目まで
6	「ここから第14報」欄	・ 2行目から4行目まで
7	「ここから第15報」欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 21行目</li> <li>・ 42行目から58行目まで</li> </ul>
8	「ここから第16報」欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1行目から4行目まで</li> <li>・ 5行目19文字目から18行目まで</li> <li>・ 19行目1文字目から18文字目まで及び32文字目から37行目まで</li> </ul>
9	「ここから第18報」欄	・ 2行目から6行目まで
10	「ここから第19報」欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 26行目から28行目まで</li> <li>・ 30行目</li> <li>・ 32行目から35行目まで</li> </ul>